

## 東一運所長掲示に断固抗議する！ 酒気帯び出勤など存在しない！

東京第一運輸所で所長掲示として「執務の厳正飲酒に関する注意の再徹底」が掲出されています。その内容は、「執務の厳正についてはこれまで再三にわたり周知徹底を図ってきたところであるが過日……他所においては酒気を帯びて出勤し点呼で指導を受けるという事態が発生した」「当所においても……同種不祥事を発生させることがないよう十分に注意されたい」。またご丁寧に付記として、「執務の具体的指導指針（平成21年12月19日配布）」と就業規則第18条「社員は酒気を帯びて勤務し、又は勤務中飲酒してはならない」就業規則第19条は「酒気を帯びて出勤し、又は勤務した場合」は「出社を禁じ、又は退社を命ずる」ことがあると明記されている。以上が所長掲示です。

この掲示は東京第二運所で2月3日、私たち組合員が、管理者から「酒臭い」ことを理由に乗務を降ろされ、翌日日勤を指定されたことに対する注意喚起と思われます。しかし、「酒気帯び出勤」など存在はしません。「酒気帯び出勤」は管理者の「でっち上げ」です。アルコール検知器で2回も検査して会社の「乗務不可」の基準値以下であり、何も問題はありませぬ。会社の勝手な判断で乗務を降ろすことは認められない。

## 安全・安定輸送に支障が！

会社はありもしない「酒気帯び出勤」をでっち上げようとしています。これは管理者が判断したのだから従えという強権的労務管理といえます。これまで会社は「命令と服従」「規律と忠誠心」の強権的労務管理を行ってきました。このことはJR東海労組合員だけではなく全社員に向けられてきました。これでは全社員が職場に行くのが苦痛になります。「些細なことでも乗務を降ろされる」というプレッシャーの中、常に乗務することになります。会社はこれでもいいのでしょうか。安全・安定輸送を第一に考えている会社とはとても思えません。

安全で明るい職場環境をつくるため共に声を出しましょう！